

## 業務効率専門家派遣事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答について

No.	質問	回答
1	DXボトムアップ推進事業の位置付けについて 令和7年度実施「DXボトムアップ推進事業」と、本プロポーザル対象「業務効率専門家派遣事業」との位置づけについて、市としてのお考えを確認させてください。 業務効率専門家派遣事業の対象層として、DX未着手～初期段階の企業(DXボトムアップ推進事業における対象層)も含めることが望ましいのか、課題が明確 or 現場改善フェーズの企業にフォーカスするのか、提案内容の設計上、考慮すべきポイントがあればご教示ください。	「DXボトムアップ推進事業」と本プロポーザルの対象である「業務効率専門家派遣事業」は、別事業として整理しているため、それぞれ独立した事業としてお取り扱いください。 なお、「DXボトムアップ推進事業」における取組や対象層等を踏まえた提案を行うことを妨げるものではありません。
2	新潟市デジタル化マッチング支援事業との連携について 「新潟市デジタル化マッチング支援事業」と、本プロポーザル対象「業務効率専門家派遣事業」は、市内企業のデジタル化・DX推進を目的としている点で共通性があると認識しています。両事業の役割分担や市として想定している連携・動線について、以下の観点でご教示ください。  ① 対象企業の棲み分け 例：デジタル化ニーズが明確な企業はマッチング支援へ、課題整理段階の企業は専門家派遣へ、などの区別はありますか。 ② 事業間の連携フロー 「業務効率専門家派遣事業」で明確化された課題を「デジタル化マッチング支援」に引き継ぐことを想定していますか。 逆に「デジタル化マッチング支援事業」から課題整理支援が必要と判断された場合、「業務効率専門家派遣事業」に繋ぐ運用は想定されていますか。 ③ 企業への案内・誘導の基準 複数の事業が並行して実施されるなか、市として企業が迷わないようなようなナビゲーションを想定していますか。 ④ 両事業の成果連動 「デジタル化マッチング支援」に引き継ぎした場合、本事業の成果指標(例：課題整理70%、効果実感50%など)へのカウント対象になりますか。	①「新潟市デジタル化マッチング支援事業」と本プロポーザルの対象である「業務効率専門家派遣事業」は、別事業として整理しているため、それぞれ独立した事業としてお取り扱いください。  ②「新潟市デジタル化マッチング支援事業」と本プロポーザルの対象である「業務効率専門家派遣事業」は別事業として整理しているため、それぞれ独立した事業としてお取り扱いください。 なお、「新潟市デジタル化マッチング支援事業」との連携を前提とした提案を行うことを妨げるものではありませんが、その場合は、提案者において、当該事業の実施主体である新潟市ソフトウェア産業協議会と必要な調整等を行うことを必須とします。  ③企業への案内については、市公式ホームページに掲載している「新潟市デジタル化マッチング支援事業」のページにおいて、「業務効率専門家派遣事業」へのリンクを掲載する予定です。  ④「新潟市デジタル化マッチング支援事業」と本プロポーザルの対象である「業務効率専門家派遣事業」は別事業として整理しているため、本事業の成果指標については、本事業における取組の結果に基づき判断します。
3	広報要件(ウェブ構築・SNS運用)の詳細について 本事業で求められる広報の要件について、ご教示ください。 ①ウェブサイトは新規構築が前提でしょうか。それとも新潟市公式サイト内の特設ページ作成(または既存ページ改修)を想定していますか。CMSや掲載様式の指定があればお知らせください。 ②「ウェブサイトを構築するとともに、SNS等も活用し」とありますが、SNSの活用は「必須」でしょうか。必須の場合、運用ポリシー(投稿頻度、クリエイティブの表現範囲、市ロゴ使用ガイドライン等)の有無をご教示ください。	①新規構築を前提としています。掲載様式等の指定はありませんので、ご提案ください。  ②SNSの活用は「必須」ではありません。
4	情報・成果物の扱い(個人情報保護・著作権)の詳細について ① 相談者情報・実施企業情報の取り扱い(受託者保管/市への定期提供範囲、匿名加工の要否、保存期間)について、具体的な運用方針があればご教示ください。 ② 成果物の権利帰属は原則「市帰属」と理解しています。広報素材(Web、SNS画像、文章)や専門家が作成する報告資料の取り扱い方針(再利用範囲、二次利用時の許諾手続き)をご教示ください。	①相談者情報及び実施企業情報の取扱いを含む情報管理の詳細については、契約締結時に業務委託契約書及び仕様書等において定めます。  ②成果物の権利帰属、利用範囲、著作権の取扱い及び二次利用の手続き等の詳細については、契約締結時に業務委託契約書及び仕様書等において定めます。
5	仕様書「5 業務の内容」(3)支援後の報告について「専門家は派遣の都度、「実施報告書(様式任意・提案すること)」を作成し、受託者が取りまとめた上で、本市に定期的に報告すること、及び実施企業者へのアンケートや聞き取り等を実施することを必須とする。」とありますが、これは「1回の申込の支援回数全体(例えば支援回数5回を希望されている実施企業者の場合、全5回)の終了時に実施報告書を提出する」という考え方でよろしいでしょうか。	仕様書「5 業務の内容」(3)⑧に記載の「実施報告書(様式任意・提案すること)」については、専門家の派遣1回ごとに作成するものとし、1回の申込に係る支援回数全体の終了時にまとめて作成するものではありません。 当該実施報告書は、派遣された専門家が作成し、受託者へ提出するものとし、受託者はこれを取りまとめた上で、本市へ定期的に報告するものです。
6	1社あたり最大5回の派遣について、支援フェーズ(課題整理フェーズと解決策検討フェーズなど)に応じて、同一企業に対して専門家Aと専門家Bが交代で、あるいは同席して支援を行う形態を提案することは可能でしょうか。	可能です。

## 業務効率専門家派遣事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答について

No.	質問	回答
7	原則として受託者の専門家が支援を行うことを提案した場合、相談者の課題が非常にニッチな領域(特殊な製造機械のIoT化など)であり、より高度な知見が必要と判断された場合に限り、受託者の責任と委託料の範囲内において、外部の専門家を特例的に招聘する仕組みを提案に含めてもよろしいでしょうか。この際、当該外部専門家は提案時の専門家名簿に記載されていなくても可能でしょうか。	外部の専門家を特例的に招聘する仕組みを提案に含めることは差し支えありません。 また、当該外部専門家について、提案時の専門家名簿に記載されていない者であっても、提案書提出後に追加することは可能です。 なお、プロポーザル実施要領「7 提案書の提出」①エに記載のとおり、「専門家名簿」は、提案時点で確保している専門家を記載するものです。 提案書提出後に専門家の追加又は変更が生じる場合は、変更内容が判明した時点で本市へ報告が必要です。

上記の質問に対する回答は、「業務効率専門家派遣事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「業務効率専門家派遣事業業務委託仕様書」の内容の追加及び修正とみなします。

令和8年3月18日  
新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課